

特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区新宿一丁目6番5号 シガラキビル9階ピープルズ法律事務所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旧日本軍の遺棄化学兵器被害者に医療支援・生活支援を行うため、日本と中国の医師による治療活動や医療知見の交換や遺棄化学兵器被害者と市民との交流などの事業を行い、また遺棄化学兵器被害について調査研究し、遺棄化学兵器被害者支援のための政策について提言し、もって遺棄化学兵器被害者の被害回復に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本と中国の医師による遺棄化学兵器被害者に対する医療事業
- (2) 講演などによる市民に対する遺棄化学兵器被害の広報事業
- (3) 遺棄化学兵器被害者と市民の交流事業
- (4) 遺棄化学兵器被害についての調査研究・提言の事業
- (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、会費を納入することにより、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) (削除)

(4) 除名されたとき。

2 第1項のほか、会員が継続して3年以上会費を滞納したときは、理事会の議決により、その資格を喪失させることができるものとする。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 この法人は、会員がその資格を喪失したときも、会員がすでに納入した会費を返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 理事のうち、1人以上5人以内を副代表理事とすることができる。

4 理事のうち、1人を事務局長理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事および事務局長理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 代表理事は、あらかじめ理事会の定めた準則により、代表理事の職務を副代表理事または事務局長理事に代行させることができる。

4 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。副代表理事に事故あるときまたは副代表理事が選任されていないときには、事務局長理事が、事務局長理事に事故あるときまたは事務局長理事が欠けた時は、理事が、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 役員職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、テレビ会議・電話会議・ウェブ会議等即時性と双方向性の確保された方法により議事に参加し表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第48条、第49条、第50条および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又は即時性と双方向性の確保された方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、原則として毎事業年度1回開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし全理事の同意があるときはこの手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか、出席理事の2分の1以上の議決により議題とした事項とする。

2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるときを除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、テレビ会議・電話会議・ウェブ会議等即時性と双方向性の確保された方法により議事に参加し表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第35条及び第37条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は即時性と双方向性の確保された方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第35条4項により理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行ったものの氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理及び区分)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員の2分の1以上が出席した総会において出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべきものに係るものに限り)
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長理事を置く。
- 3 事務局には、必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局員の任免は、事務局長理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2018 年 5 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2017 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員（個人・団体）	5000円
賛助会員（個人・団体）	1口3000円（1口以上）

- 6 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	小野寺 利 孝
事務局長理事	南 典 男
副代表理事	小 野 由紀子（富永 由紀子）
副代表理事	山 田 勝 彦

副代表理事	吉 中 丈 志
理 事	磯 野 理
理 事	藤 井 正 實
理 事	LILOU 李 楼
理 事	宮 城 恵里子
理 事	大 谷 猛 夫
理 事	淡 路 剛 久
理 事	人 見 剛
理 事	渡 邊 知 行
理 事	林 公 則
理 事	中 村 梧 郎
理 事	藤 澤 整
監 事	平 松 真二郎

附則

- 1 第52条の規定の変更は、東京都に届出た時にその効力を生ずるものとする。
- 2 なお、本附則は、上記の効力発生を持ってこれを削除する。

附則（2020年6月13日）

- 1 第28条3項、4項、第29条1項2号、第36条3項、4項及び第37条1項2号の規定の変更は、東京都の認証があったときにその効力を生ずるものとする。
- 2 なお、本附則は、上記の効力発生を持ってこれを削除する。

附則

この定款（第9条1項3号及び同条第2項の変更）は、令和6年9月26日から施行する。